

医政発 0814 第 3 号
医薬発 0814 第 5 号
令和 8 年 8 月 14 日

(別記団体の長) 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」について（通知）

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。



(別記)

- ・公益社団法人 日本医師会
- ・公益社団法人 日本歯科医師会
- ・公益社団法人 日本看護協会
- ・公益社団法人 日本歯科技工士会
- ・公益社団法人 日本歯科衛生士会
- ・公益社団法人 日本薬剤師会
- ・一般社団法人 日本病院薬剤師会
- ・一般社団法人 日本保険薬局協会
- ・一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

医政発 0814 第 2 号
医薬発 0814 第 4 号
令和 8 年 8 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 128 号）については、別添のとおり公布され、令和 8 年 8 月 14 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師、歯科技工士、薬剤師並びに歯科衛生士（以下「医師等」という。）については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 33 条、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 6 条第 3 項、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条及び歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 6 条第 3 項において、2 年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、又は就業地の都道府県知事に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚

生省令第 34 号) 第 33 条第 2 項及び第 3 号様式、歯科技工士法施行規則(昭和 30 年厚生省令第 23 号) 第 5 条第 3 項及び様式第 3 号、薬剤師法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 5 号) 第 7 条第 2 項及び様式第 6 並びに歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第 46 号) 第 9 条第 3 項及び様式第 5 号において、医師等が届け出なければならない事項について、それぞれ様式を定めているところ。

- 令和 8 年度は、当該規定に基づき届出を実施する年であり、今後の医師等の確保対策の検討等において必要な情報をこれらの届出により把握できるよう、医師法施行規則第 2 号書式、歯科医師法施行規則第 2 号書式、保健師助産師看護師法施行規則第 3 号様式、歯科技工士法施行規則様式第 3 号、薬剤師法施行規則様式第 6 及び歯科衛生士法施行規則様式第 5 号の届出の様式(以下「届出様式」という。)について、それぞれ所要の改正を行う。
- また、今般の改正において、届出様式の氏名欄に旧姓を記載する欄を新たに設ける改正を行うところ、これに併せて、各法令に規定される届出様式以外の様式についても、旧姓を記載する欄を設ける改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 医師法施行規則第 2 号書式の一部改正について

- 「(2) 氏名」欄中に、旧姓を記載する欄を新たに設ける。
- 「(2) 氏名」欄中メールアドレス欄を削除する。
- 「(7) 従事している施設及び業務の種別」欄中「医育機関」の項目について、括弧内の補足説明を「医学部を有する大学又はその附属機関」から「医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院」に変更する。
- 大学名の変更に伴い、「(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」中「11 東京医科歯科大学」を「11 東京科学大学」に、「60 昭和大学」を「60 昭和医科大学」に変更する。
- その他所要の改正を行う。

(2) 歯科医師法施行規則第 2 号書式の一部改正について

- 「(2) 氏名」欄中に、旧姓を記載する欄を新たに設ける。
- 「(2) 氏名」欄中メールアドレス欄を削除する。
- 「(7) 従事している施設及び業務の種別」欄中「医育機関」の項目について、括弧内の補足説明を「歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属病院」から「歯学部若しくは医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院」に変更する。
- 「(10) 従事する診療科名等」欄中に、該当する診療科名がない場合、最も

近い診療科名の番号を○で囲む旨の注意書きを追加する。

- 大学名の変更に伴い、「(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等」中「03 東京医科歯科大学」を「03 東京科学大学」に、「18 昭和大学」を「18 昭和医科大学」に変更する。
- その他所要の改正を行う。

(3) 保健師助産師看護師法施行規則第3号様式の一部改正について

- 「氏名」欄中に、旧姓を記載する欄を新たに設ける。
- 「所在地」欄中に、市町村コードを記載する欄を新たに設ける。

(4) 薬剤師法施行規則様式第6の一部改正について

- 「(2) 氏名」欄中に、旧姓を記載する欄を新たに設ける。
- 「(2) 氏名」欄中メールアドレス欄を削除する。
- 大学名の変更及び薬学部の新設に伴い、「(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」中「38 昭和大学」を「38 昭和医科大学」に変更し、「46 岐阜医療科学大学」を追加する。また、追加に伴い47以降の通し番号を修正する。

(5) 医師法施行規則第2号の2書式から第3号書式までの書式、歯科医師法施行規則第2号の2書式から第3号書式までの書式、保健師助産師看護師法施行規則第1号の4書式から第1号の12書式までの書式、第2号様式及び第3号様式の様式、歯科技工士法施行規則様式第3号及び様式第4号、薬剤師法施行規則様式第2、様式第5及び様式第6の2から様式第9までの様式並びに歯科衛生士法施行規則様式第3号、様式第5号及び様式第6号の一部改正について

- 氏名を記載する欄の中に、旧姓を記載する欄を新たに設け、又は申請者の希望に応じて旧姓を併記することを可能とする旨の備考を追加する。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- 公 布 日：令和8年8月14日
- 施行期日：公布日。ただし、医師法施行規則第3号書式、歯科医師法施行規則第3号書式、保健師助産師看護師法施行規則第2号書式、歯科技工士法施行規則様式第4号及び歯科衛生士法施行規則様式第6号の改正は、令和9年4月1日。

以上